

2010

3月号



492

広報



福は内 福は内



2月3日、羽子騎の勝福寺で節分会が開催されました。

<主な内容>

町職員の給与と職員数の状況……………P 2～3

戸別所得補償モデル対策が4月からスタートします…P 4

農業者年金に加入しませんか……………P 5

国民年金のお知らせ(学生納付特定制度)……………P 6

こども園の食育・子育て支援センターだより……………P 7

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 4月1日(木)午前10時～正午
4月15日(木)午前10時～午後3時
場 所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午後9時～正午
場 所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎ 84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 株式会社かわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎ 84-5017

交通事故相談

日 時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 毎週水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎本庁舎3F(TEL 029-823-1123)
巡回相談 毎月第2水曜日
午前10時～正午 午後1時～3時
龍ヶ崎市役所(TEL 64-1111)
※弁護士相談・巡回相談は面接のみ
県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故1月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 4件(±0)(-)
死者数 0人(±0)(-)
負傷者数 4人(-3)(-)
龍ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 2人 転入 17人
おくやみ 9人 転出 21人

◆ 人口・世帯 ◆

平成22年2月1日現在

人口 10,586人 (-11)
男 5,197人 (-4)
女 5,389人 (-7)
世帯数 3,400世帯 (+1)

◆ TELガイド ◆

役	場	☎ 84-2111	教育委員会	学校教育G	☎ 84-3322
都 市 整 備 課	上 下 水 道 G	☎ 84-2361	事 務 局	生涯学習G	☎ 84-2843 (公民館)
	建 設 環 境 G	☎ 84-2921	福 祉 セ ン タ ー	☎ 84-3699	
	つ つ み 会 館	☎ 86-3740	保 健 セ ン タ ー	☎ 84-4486	
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	☎ 60-4071	防 災 か わ ち (音 声 案 内)	☎ 84-2212	
	社 会 福 祉 協 議 会	☎ 84-2830	シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	☎ 84-5455	

◆ 休日診療当番医(4月) ◆

	稻敷地区	龍ヶ崎地区
4日	鈴木クリニック ☎ 029-892-3640	
11日	古橋医院 ☎ 029-978-3770	3月1日現在、4月以降 の休日当番医が未定のため、 4月分は4月1日号に5月分 とあわせて掲載いたします。
18日	佐倉クリニック ☎ 029-892-7011	
25日	江戸崎 ひかりクリニック ☎ 029-834-5777	
29日	いわき 内科クリニック ☎ 029-875-5100	

*休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム	: 24時間お医者さんを探すことができます。
救急医療情報コントロールセンター	☎ 029-241-4199
救急医療情報システム	ホームページ: http://www.qq.pref.ibaraki.jp/ 携帯サイト: http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/

◆ ごみ収集日(4月) ◆

資 源 回 収 日	燃え ない ごみ 収 集 日		
A地区 6・20	C地区 13・27	A地区	C地区
B地区 8・22	D地区 1・15・29	B地区	D地区
燃えるごみ収集日			粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月・水・金曜日		4月中の予約→5月8日



編集・発行 河内町役場総務課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>モバイル版アドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/mobile/index.html>河内町モバイルホームページ
QRコード

※QRコードは読みとれない場合もありますのでご了承ください。



6. 一般行政職の級別職員数の状況

(H21. 4. 1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務	主事補・主事	主幹	主査・係長	課長補佐 副参事	課長・室長 局長・参事	
職員数	7人	18人	37人	14人	7人	7人
構成比	7.8%	20.0%	41.0%	15.6%	7.8%	7.8%

7. 職員手当の状況（平成21年度支給割合）

区分	河内町			国との異同
期末手当	(6月期) 1.25月分	(12月期) 1.5月分	(計) 2.75月分	同じ
勤勉手当	0.7月分	0.7月分	1.4月分	
扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給			同じ
住居手当	自ら居住するため、住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給			同じ
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給			同じ

8. 退職手当

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	23.5月分	33.5月分	47.5月分	59.28月分
勧奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分

9. 特別職の報酬等の状況

(H21. 4. 1現在)

給料月額	
町長	612,000円
副町長	532,000円
教育長	475,000円
報酬月額	
議長	300,000円
副議長	270,000円
議員	260,000円
期末手当	
町長・議長 副町長・副議長 教育長・議員	年間3.35月分

※期末手当については、条例改正により21年度は年間3.1月分に引き下げました。

10. 部門別職員数の状況

(各年4.1現在)

部 門	職 員 数		対前年 増減数
	平成20年	平成21年	
一般行政	議会務	3 29	0 1
	税務	10	△1
	民生	32	1
	衛生	6	2
	農林水産	9	1
	商工	0	1
	土木	10	△3
	小計	99	2
	教 育	※24	△4
	小計	24	△4
特別行政	水道	3	0
	下水道	3	0
	その他の	12	1
	小計	18	1
合 計		141	△1

※教育長を含む

河内町職員の給与と職員数の状況について



1. 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H21. 3. 31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成19年度 の人件費率
平成20年度	10,739人	千円 3,974,905	千円 190,645	千円 1,034,237	% 26.02	% 27.81

2. 職員給与の状況（一般会計）

区分	平成20年度当初予算	平成21年度当初予算	前年度増減
人件費	千円 1,078,979	千円 1,094,452	千円 15,473
うち一般職員分	千円 908,136	千円 920,668	千円 12,532

3. 職員の初任給の状況

(H21. 4. 1現在)

区分	初任給月額
一般行政職	大学卒 172,200円
	高校卒 140,100円

4. 職員の平均給料月額

(H21. 4. 1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	308,500円	42.9歳
技能労務職	264,100円	47.9歳

5. 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(H21. 4. 1現在)

区分	経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満
一般行政職	大学卒 238,000円	269,900円	295,800円
	高校卒 該当者なし	244,000円	261,200円

農業者の皆さん

農業者年金に加入しませんか

◆問合せ先◆ 町農業委員会事務局 TEL 84-2111 (内線151、152)
または最寄のJAへ

農業者年金制度は、「農業者にもサラリーマン並みの年金を」という農業者の声のもと、昭和46年に創設された農業者のためだけの公的年金制度です。平成13年までは賦課方式（現役世代が高齢者を支える仕組み）でしたが、平成14年に改正され、新たに積立方式（確定拠出型年金）の新制度として生まれ変わりました。

農業者の皆さん、将来に備え、農業者年金に加入しませんか。

農業者年金の特徴

1. 農業に従事する人は広く加入できます

農地を持っていない農業者や、配偶者、後継者の人も農業従事者で加入要件を満たしていれば加入できます。

【加入要件】

- 国民年金の要件…国民年金第一号被保険者（但し、国民年金付加保険料を納めており保険料納付免除者でないこと）
- 年齢要件…20歳以上60歳未満
- 農業上の要件…農業従事日数が年間60日以上
- 国民年金基金など、一部の年金と重複加入がないこと



2.自分で支払ったものは後で返ってくる積立方式

積立方式（確定拠出型年金）は加入者・受給者数に左右されない少子高齢時代に強い制度です。また、将来自分が目標とする年金額の目標に向けて月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で選択ができます。必要に応じていつでも見直すことができます。

3.公的年金ならではの税制上の優遇措置

農業者年金は公的年金のため、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象（24万円から最大80万4千円）となり所得税・住民税の節税につながります。また、受取る年金も控除の対象となります。

4.終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者、受給者が80歳前に亡くなったとしても、遺族に死亡一時金として支給されます。

5.途中でやめても農業者老齢年金は受け取れます

農業者年金に加入した後、途中で脱退しても加入時に支払った保険料は将来年金として受け取れます。

6.認定農業者など扱い手の人には保険料2万円(固定)の内、一部を国庫補助

補助された保険料に相当する年金は、将来、農業経営継承後に特例付加年金として受給できます。
認定農業者など、一定の要件を備えた意欲ある扱い手に対して、保険料月額2万円(固定)に対して、4千円から最高1万円の国庫補助を受けられます。

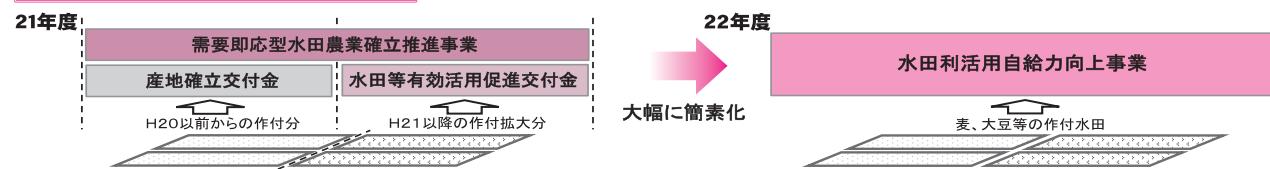
戸別所得補償モデル対策が4月からスタートします

お問い合わせ 関東農政局茨城農政事務所 食糧部計画課
TEL 029-221-2186
HP http://www.maff.go.jp/seisaku/kobetu_hosyo/index.html
役場経済課産業グループ
TEL 84-2111 内線153~155

1 自給率向上事業の概要

- 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し(イメージ)



事業の仕組み

①交付金単価

水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**(その他作物を除く)で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稻)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

②交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

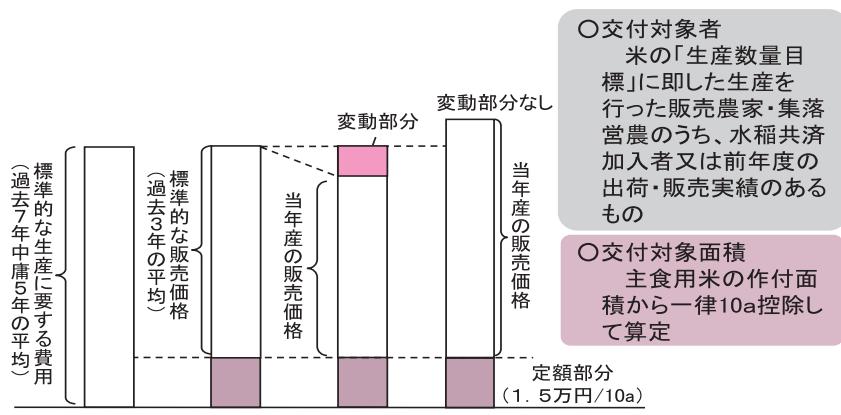
- これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に際わらず助成対象。
- 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で交付(その他作物を除く。)。
- その他作物に対する交付は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付。(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

2 米のモデル事業の概要

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



今回の対策の5つのポイント

- 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- 地域協議会などを経由せず、国から直接交付金を支払う。
- 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。



こども園の食育(節分) ～カラダの中から鬼退治?!～



現在は家庭で節句などを祝うことが少なくなっていますが、こども園では伝統行事を子ども達に伝えることも食育の一つとして、2月3日、町内のこども園で節分を行いました。節分前の1月末、各クラスで子ども達が「どうやって鬼をたおそうか?」作戦を練っているころ、給食室でも“給食を食べてカラダの中から鬼退治する方法がないか…”考えていました。そこで考案したメニューが、『節分給食 “鬼ハンバーグ”と“いわしのつみれ汁”』

「鬼ハンバーグ」

ハンバーグに、とんがりコーン(角)、グリンピース(目)、ウィンナー(口)、キャベツ(ひげ)を飾って、子ども達に鬼を作ってもらいました。その鬼を『パクッ!』「おいしい!」



豆知識 昔の人は知っていたの？～大豆といわしの優れた組み合わせ～

節分は一種の魔よけの行事。このとき鬼を追い払うために打つ豆が大豆です。室内を清浄にし悪邪気が入ってこられないように、いわしの頭を焼いて大豆、またはひいらぎの枝に刺して家の入り口に飾ります。この『大豆』と『いわし』の組み合わせは栄養学的に優れていることを知っていましたか？いわしには人間の身体では作られない不飽和脂肪酸が多く含まれていて、コレステロールの排泄、中性脂肪を抑制します。この不飽和脂肪酸を無駄なく吸収・活用させるのがビタミンEで大豆に多く含まれています。

体内の血液のめぐりを良くし、抵抗力をつけるため、こども園では節分の日に『大豆』と『いわし』を食べてカラダの中から鬼退治をした1日でした。



「いわしのつみれ汁」

鬼はいわしのにおいが大嫌い！いわしをあだんごにしてつみれ汁にしました。つみれ汁を食べた子には鬼が嫌がって寄って来ないよ。

豆知識

河内町では、かわち・かなえつ認定こども園の両園に『子育て支援センター』を設けて、子育て支援を行っています。子育て支援センターでは、子育て中のお母さん（お父さん・おじいさん・おばあさん）と、お子さん（0歳～就学前）を対象に、楽しい交流の場を提供しています。

子育て支援センターも、2年目に入ります。さらにたくさんの方々に気軽に利用していただき、安心して子育てが出来るようにお手伝いをしていきたいと思います。

支援開放センター

かわち認定こども園(かんがるーむ)・かなえつ認定こども園(ふれあいらんど) 双方の各支援室・園庭にて自由に遊べます。

○利用時間・・・月曜日～金曜日（祝日を除く）／午前9時～午後4時まで

○利用方法・・・入り口で受付簿に記名をしてからご利用ください。無料です。

ふれあい広場

月曜日～金曜日の毎日、10時～11時まで活動内容を考えて実施しています。

簡単な製作活動、歌・リズム遊び、運動遊び、保健師による健康相談（身体測定）、お話読み聞かせ（ミニシアター・紙芝居・絵本など）、栄養士による栄養相談、保育交流など、利用者からの要望など参考にして計画、実施していきます。

○利用方法・・・準備が必要の場合もあります。予約を入れてください。基本的には、無料ですが、活動内容によって教材費負担の場合もあります。

毎月ごとにあたよりや河内町のホームページでお知らせしますので、ぜひ参加してください。

★各こども園の行事にもご招待いたします。（夏祭り・運動会・クリスマス会など）その都度あたよりでお知らせします。一緒に楽しいひとときを過ごしましょう。

★ふれあい広場の活動は、5月から行います。4月はふれあい広場はお休みして、支援室や園庭の開放のみで行います。新しいお友達も気軽に来て、少しづつ慣れてくれるといいですね。

国民年金

～「学生納付特例制度」のご案内～

◆お問合せ◆
土浦年金事務所
TEL 029-824-7121
町民課年金医療福祉係
TEL 84-2111(内線186)

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生の方は所得が少ないことが一般的であることから、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

大学(大学院)、短大、高等
学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等※1に在学する学生等※2であつて、本人の前年所得が118万円以下の方。
※1 学校教育法に規定される修業年限が1年以上の課程である各種学校。
※2 夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。
※3 学生に扶養親族等があれば、その数に応じた額が加算されます。

◇手続きは◇

学生証(写し可)または在学生証明書を持参の上、役場町民課年金医療福祉係で申請してください。
平成22年度の申請手続きは、4月1日から受付します。

●保険料の納付が10年間猶予され、猶予期間内に納付(追納)した期間は、老齢基礎年金額に反映されます。

●未納とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。ただし、在学する学校等が変わったときや生活保護法による生活扶助以外の扶助若しくは失業等を理由とする場合は、当該申請(ハガキ形式)による申請ができません。

◇承認を受けた期間は◇

2月下旬までに学生納付特例制度の承認を受けた方のうち、翌年度以降も引き続き在学予定である方には、3月下旬に社会保険庁から該当する方に対して、申請書(ハガキ形式)が送付されます(この場合、提出先は、役場ではなく日本年金機構事務センターになります)。ただし、在学する学校が提出する場合は、翌年度以降も引き続き在学予定である方には、3月下旬に社会保険庁から該当する方に対して、申請書(ハガキ形式)が送付されます(この場合、提出先は、役場ではなく日本年金機構事務センターになります)。ただし、在学する学校が提出する場合は、翌年度以降も引き続き在学する場合は、当該申請(ハガキ形式)による申請ができません。

国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります。

特例免除とは審査の対象となる本人所得を退職などに伴い除外して審査を行い、保険料の免除がされるものです。平成20年4月以降退職や失業をされた方で、現在も再就職されていないなど、国民年金保険料の納付が困難な場合は、次の書類を添えて申請してください。承認されれば平成21年7月までさかのぼつて平成22年6月までの免除が受けられます(ただし、配偶者や世帯主に一定の所得があるときは、保険料免除が認められない場合があります)。

▼必要書類：年金手帳、雇用保険の離職票や雇用保険受給資格者証など、退職や失業していることがわかる公的機関の証明の写し(雇用保険などに加入していない場合は、勤務していた会社から「住民税は普通徴収でした」という文書の記載された退職証明書を添付)、印鑑

◆対象者は◆

が提出する場合には委任状は不要ありません。

学生納付特例制度の承認には、前年の所得を確認する必要があります。

2月下旬までに学生納付特

制度の承認を受けた方のう

い、翌年度以降も引き続

く、3月下旬に社会保険

が提出する場合に

今までお使いいただいている
国民健康保険被保険者証
(以下「保険証」という)の
有効期限が平成22年3月31日
で切れます。4月1日からの
新しい保険証を3月下旬に普
通郵便(希望者には簡易書留
郵便)でお届けします。

新しい保険証は、国民健康
保険税を完納している世帯に、
一世帯ごとにまとめて世帯主
様宛にお送りします(国民健
康保険未加入者でも世帯主様
宛てになります)。届きました
たらご家族皆様の分が届いた
かをご確認ください。もし、有
記載内容に誤りがある場合に
は、町民課国保老人保健係ま
でご連絡ください。なお、有
効期限が切れた古い保険証は、
各自で確実に処分するか町民
課国保老人保健係窓口まで返
却してください。

農業委員は、農業者の代表
として、農業経営の合理化・

今までお使いいただいている
国民健康保険被保険者証
(以下「保険証」という)の
有効期限が平成22年3月31日
で切れます。4月1日からの
新しい保険証を3月下旬に普
通郵便(希望者には簡易書留
郵便)でお届けします。

新しい保険証は、国民健康
保険税を完納している世帯に、
一世帯ごとにまとめて世帯主
様宛にお送りします(国民健
康保険未加入者でも世帯主様
宛てになります)。届きました
たらご家族皆様の分が届いた
かをご確認ください。もし、有
記載内容に誤りがある場合に
は、町民課国保老人保健係ま
でご連絡ください。なお、有
効期限が切れた古い保険証は、
各自で確実に処分するか町民
課国保老人保健係窓口まで返
却してください。

☆国保の被保険者証(保険証)が新しくなります

◎届出は14日以内に

世帯主は自分の世帯に異動
があったとき(他の健康保険
に加入したとき・他の市町村
に転出したとき・家族が死亡した
ときなど)は、必ず14日以内
に届出なければなりません。

特に4月は異動の多い月で
速やかに国保老人保健係窓口
まで届出ください。

【加入の届出が遅れると】
資格ができたときから国保
税の納税義務が発生するため、
その間の保険税をさかのぼつ
て納めなければなりません。

【脱退の届出が遅れると】
届出が遅れた期間の医療費は
全額返還しなければなりません。

◆問合せ先
町民課国保老人保健係
TEL 84-21111
(内線171、172)

☆新しい農業委員を紹介します

任期満了に伴う町農業委員
会委員の選挙(定数:10名)
が、2月3日に告示され、立
候補者数が定数を超えたなか
たため、無投票で当選が確定
しました。これにより、選挙
による委員10名に推薦による
委員5名(議会推薦2名、農
協・共済組合・土地改良推薦
各1名)を合わせた15名の農
業委員が誕生しました。

任期は、平成22年2月21日
から平成25年2月20日までの
3年間です。
新しい15名の農業委員を紹
介します。(敬称略)

*農業委員とは
農業委員会は、市町村に設
置が義務付けられている行政
機関です。農業委員会は、農
地の売買や貸し借り、転用な
どの申請の審査、農作業賃金
や小作料の設定、農地の境界
紛争などの和解の仲介、農業
者年金制度の普及などが大き
な仕事となっています。

農業委員は、農業者の代表
として、農業経営の合理化・

霞ヶ浦が氾濫した際に備える
ために『河内町洪水ハザード
マップ』を作成しました。ハ
ザードマップには、「マップ
編」と「パンフレット編」が
あり、「マップ編」には、そ
れぞの河川の浸水想定区域
編と「パンフレット編」が
あります。日頃から災害な
いぞうとしているときのた
めに活用してください。

◆問合せ先
役場総務課総務グループ
TEL 84-21111
(内線122)

くわんじの情報

☆河内町洪水ハザードマップを作成しました

の心得などが掲載されています。

このハザードマップは、3

月中旬に各家庭に配布を予定

しています。日頃から災害な

いぞうとしているときのため

に活用してください。

◆問合せ先
役場総務課総務グループ
TEL 84-21111
(内線122)

☆地デジの準備、まずはこれだけご確認ください!

一戸建て住宅で地デジを観
るにはUHFアンテナが必要
です。UHFアンテナがついて
いるかどうかを確認しま
しょう。わからなければ電
気店等にご確認ください。

UHFアンテナをお使いの
場合は、通常はそのまま受
信できますが、調整や交換・
追加が必要な場合もあります。

詳しく述べてください。総務省
のホームページをご覧いただ
くか、総務省地デジコールセ

ンターまでお問い合わせくだ
さい。

・総務省テレビ受信者支援セ
ンター(デジサポ) http://
digisuppo.jp

・総務省地デジコールセンター
電話番号0570-10710

I P電話等、右記番号でつな
がらない場合は、03-143

34-11111(ナビダイヤル)
(平日午前9時~午後9時、
土日祝日午前9時~午後6時)

☆シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会受講希望者事前登録を開始します

河内町では、茨城県が介護予
防に推奨する「シルバーリハビ
リ体操」を普及するボランティ
ア「シルバーリハビリ体操指導
士」の養成を進めています。

「シルバーリハビリ体操指
導士」は茨城県健康・プラザが
開催する8日間の養成講習会
の全日程を受講し、基準を満
たした方に茨城県知事から認
定書が交付されます。

今年6月には、この体操指
導士養成講習会が「河内町を
会場に開催」の予定です。

この講習会の受講を希望さ
れる方は事前に登録をお願い
します。

◆申込資格
次に掲げる要件をすべて満
たす方

①茨城県に在住している方
②平成22年4月1日現在満60
歳以上の方
※50歳以上の方でも申込でき
ますが、60歳以上の方が優先
されます。

④認定後に地域活動を行うこ
とがあります。

③常勤の職についていない方
姿勢、とろみ食

⑤認定後に地域活動を行うこ
とあります。

◆申込方法
○3月8日(月)
車いすへの移乗、入浴の介助
○3月12日(金)
排せつ介助、衣類の着脱介助
○3月15日(月)
食事の介助(飲み込みやすい
身体の清潔(清拭、洗髪、口腔ケア))

い。申込書は、河内町地域包
括支援センターや町HP(ダ
ウンロード可)にあります。

◆問合せ先
河内町地域包括支援センター
TEL 60-14071
town.ibaraki-kawachi.lg.
jp/index.html



☆広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)

◆申込方法

①電子メールで、hisho@
town.ibaraki-kawachi.lg.jp
宛に件名を「写真希望」とし、
本文に 1. 氏名、2. 住所、
5. 「〇〇〇」が写っている写真、
と明記してメールしてください。

※画像サイズが約1MBから
3MB程度です。

②電子媒体を総務課秘書室ま
で持参してください。

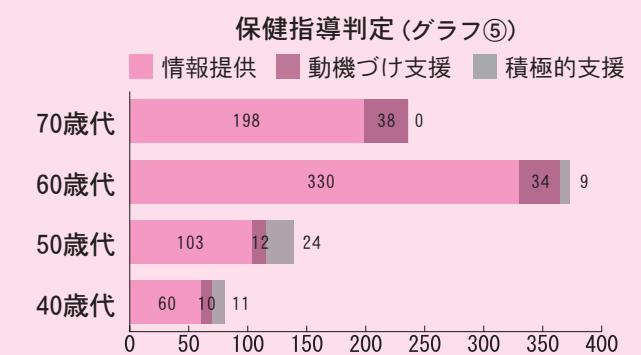
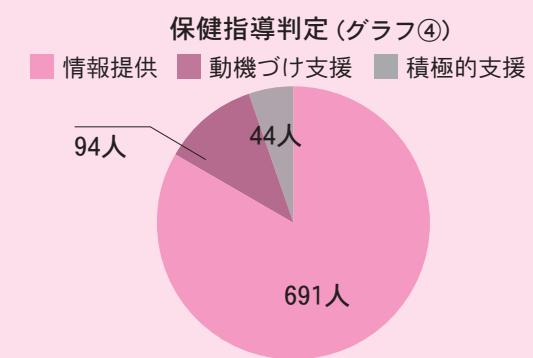
(CD-R、M〇など)

③掲載月、4. 掲載ページ、
3. 撮影場所の位置、「パンフ
レット編」には、災害に関する
情報の入手方法や普段から
あり、「マップ編」には、「マップ
編」と「パンフレット編」が
あります。日頃から災害な
いぞうとしているときのため
に活用してください。

◆問合せ先
役場総務課秘書室
TEL 84-21111(内線103)

◆問合せ先
役場総務課秘書室
TEL 84-21111
(内線122)

グラフ④⑤（左ページ）は特定保健指導判定結果です。この結果は内容により、動機づけ支援と積極的支援に分けられ、保健センターで保健師や管理栄養士が行なう集団指導や個別の栄養指導に参加していただきます。河内町での特定保健指導対象者は138名ですが、実際保健指導を受けられた人数は動機づけ支援17名、積極的支援4名です。この健診の柱でもある保健指導については対象者であるのに全く関心のない方がほとんどです。参加人数の少ない背景には、病気でないので今から予防しようとする意識が低いことがあります。



この事業はあと3年間実施され、その効果を出します。まだ始まったばかりの事業であり、職員も手探り状態ですが、対象者の方は、自らの意思で行う病気予防に積極的に参加され10年後、20年後の自分の「健康」を手に入れてほしいと思います。

新型インフルエンザワクチン接種助成についてのお知らせ(第3報)

★新型インフルエンザワクチン接種の助成の対象は、当初は、**優先接種対象者**（妊婦、基礎疾患有する方、幼児、小中学生、高齢者）で**町民税非課税世帯・生活保護世帯**となっていましたが、1月15日より、**優先接種対象者**に限らず、**新型インフルエンザワクチン接種**ができるようになったため、国の実施要綱が改正されました。

<助成対象者>

1月14日まで 優先接種対象者で町民税非課税世帯の方と生活保護世帯の方
↓
1月15日から 町民税非課税世帯の方と生活保護世帯の方の接種者全員

★1月15日以降に新型インフルエンザワクチン接種を受けた（これから受ける）**町民税非課税世帯の方と生活保護世帯の方**は優先接種対象者に限らず、助成の対象となりますので、3月31日までに保健センターの窓口で助成の申請をしてください。

<接種を受けた方の助成申請に必要なもの>

- ・新型インフルエンザワクチン接種の領収書
(領収書を紛失してしまった場合は接種済書で接種が確認できれば申請できます。領収書・済書のどちらもない場合は接種の確認ができないので、申請できません。)
- ・印鑑
- ・本人または保護者名義の振込口座（銀行名・支店名・口座番号）がわかるもの。
ただし、ゆうちょ銀行（郵便局）は振込番号が記載されているものに限ります。

<これから接種を受ける方>

竜ヶ崎市・牛久市医師会、稲敷医師会に所属する医療機関で受ける助成対象の方は保健センターの窓口で申請して下さい。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

町民の快適な健康づくりを目指して

保健センターだより

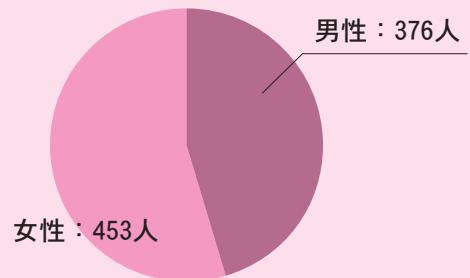
～平成21年度の特定健診・特定保健指導の結果がでました～

生活習慣の対策を怠れば、確実に生活の質を下げ、寿命も縮める「生活習慣病」。その「生活習慣病」を早めに発見し、対策を講じるために国をあげてスタートしたのが特定健診・特定保健指導事業（メタボ健診）です。

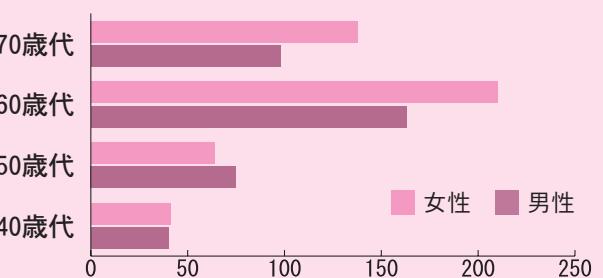
このたび、平成21年度に行った特定健診・特定保健指導の結果がまとまりましたのでお知らせします。

河内町での受診者はグラフ①（2月のもの健診は除く）のとおりで829名が受診されており女性が少し多いです。グラフ②は性別と年齢別にまとめたもので、60歳代の女性が多く受診されています。

受診者の男女の割合(グラフ①)

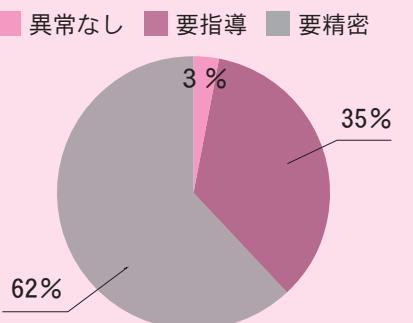


受診者男女年齢別(グラフ②)

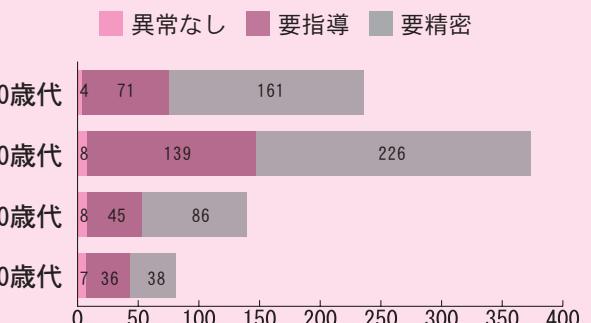


グラフ③は判定の結果です。特定健診は病気をみつける従来の健診とは違い予防を目的にしているので、判定基準が厳しいこともあります。異常なしの方は全体の3%（27人）にすぎず、97%（802人）の方はなんらかの異常がありました。このなかの35%にあたる要指導（病気以前）の方に病気を招く危ない生活習慣を変えていただくことを目的に特定保健指導を行います。

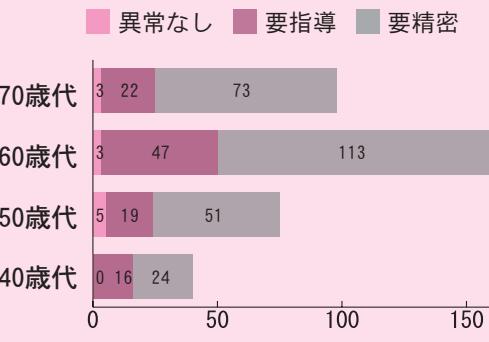
健診結果総合判定の状況：判定別(グラフ③A)



健診結果総合判定の状況：年齢別(グラフ③B)



健診結果総合判定(男性)



健診結果総合判定(女性)

